

# 上下水道局の 見えない



## チカラ



上下水道局では、皆さんに安全、安心な水を届け、生活で発生した汚水や、雨水を正しく処理するため、6つの課に分かれて仕事をしています。

## お仕事紹介⑤ 給排水設備課

今回は、新しく家を建てた時などに、水道管や下水道管などがきちんと繋がっているかを確認したり、水洗便所への改造や雨水貯留タンクの設置費用の助成を行う「給排水設備課」について紹介します。

### 1 給水工事・排水工事の 施工について

家の新築、改築に伴う給水工事及び排水工事の施工にあたっては法律や条例に基づき、上下水道局が指定した指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店で行うことはできません。このため上下水道局が指定している業者の一覧を、上下水道局ホームページに掲載しています。



給水装置の水圧を確認

### 2 貯水槽水道の 適切な管理について

貯水槽水道とは、水道水をいったん受水槽でためて給水する方式です。受水槽以下の管理は、設置者の責務となります。貯水槽水道のうち、

特に小規模貯水槽水道は衛生上の問題が発生しやすい、適切な管理を促す啓発を行っています。

### 3 水洗化の 促進について

公共下水道供用開始区域内で、公共下水道に未接続となっている世帯に、公共用水域の水質保全や公衆衛生向上のため、戸別訪問や啓発ビラ配布などを行い水洗化を促進しています。

#### 貯水槽水道

##### 簡易専用水道

受水槽の有効容量が「10立方メートルを超える」もの（専用水道に該当するものを除く）

※水道法の規定により適切な管理が義務付けられています。

##### 小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量が「10立方メートル以下」のもの

※水道法の適用は受けませんが、簡易専用水道に準じた管理に努めてください。

## 装置及び設備の安全性を確保するために

給排水設備課は、給水装置・排水設備のご自宅敷地内を含む個人管理の設備工事の申請受付・審査確認や検査などを行っています。

給水装置については、耐圧試験や水質確認（残留塩素）の検査を行い、安全に水を利用できるようにしています。

排水設備についても、市内は、汚

水・雨水を別々に放流する分流式のため、汚水管へ雨水が放流されていないかの確認をしています。これは公共下水道管（汚水）の不明水対策の一端を担っています。

給水装置・排水設備は皆さんの個人設備になりますので、適切な使い方、管理を行っていただくようお願いいたします。



給排水設備課  
課長 伊藤 順輔